

○公安調査庁文書決裁規程

長官訓令
本庁部長，研修所長，局長，所長宛て
昭和60年3月25日公安調査庁訓第4号
(最終改正:平成31年3月29日公安調査庁訓第44号)

(趣旨)

第1条 公安調査庁における文書の決裁及び施行名義については，別に定めるものを除き，この規程の定めるところによる。

(決裁)

第2条 本庁（研修所を含む。以下同じ。）における決裁事項，決裁者及び文書施行名義者（以下この条において「決裁事項等」という。）は，別表1の定めるところによる。ただし，同表により長官以外の者を決裁者とする決裁事項であっても，特別の事情がある場合は，上級者の決裁を要するものとする。

2 公安調査局及び公安調査事務所における決裁事項等は別表1（共通事項の表番号11及び12に該当する事項を除く。）に準じ，決裁者は，公安調査局においては局長又は部長，公安調査事務所においては所長とする。この場合において，局長の決裁事項は，別表1における長官，次長，部長及び所長の決裁事項に係る事項とし，部長の決裁事項は，同表における部長（一般のものに限る。）及び課長の決裁事項に係る事項とする。

3 前項に定めるもののほか，公安調査局及び公安調査事務所における決裁事項等は，別表2で定めるところによる。

(代決)

第3条 決裁者の不在その他特別の理由により，その決裁を受けることができず，かつ，当該文書の決裁を受ける緊急の必要がある場合には，次の各号に掲げる者（所掌事務に該当する事項に限る。）が決裁者の区分に従い，当該各号に定める者が代決することができる。ただし，決裁者があらかじめ代決してはならないと指定したものについては，この限りではない。

(1) 長官 次長

(2) 次長 本庁部長又は次長があらかじめ指定する者

(3) 本庁部長 本庁課長（公安調査管理官及び参事官を含む。以下同じ。）又は部長があらかじめ指定する者

(4) 研修所長 教頭

(5) 本庁課長 事務を総括するよう命じられた課長補佐若しくは統括調査官又は課長があらかじめ指定する者

(6) 公安調査局長 局長があらかじめ指定する者

(7) 公安調査局部長 部長があらかじめ指定する者

(8) 公安調査事務所長 公安調査事務所長があらかじめ指定する者

2 代決者は、重要な事項について代決したと認めるとき、遅滞なく当該決裁者にその旨を報告するものとする。ただし、あらかじめ決裁者の指示を受けて代決した場合は、この限りでない。

(合議)

第4条 他の部課・室の所掌事務に関係する決裁文書は、当該部課・室の長に合議しなければならない。

(文書の施行名義)

第5条 本庁における決裁を終えた文書は、別表1に定める名義により、施行するものとする。

2 公安調査局及び公安調査事務所における決裁を終えた文書の施行名義は、公安調査局においては局長又は部長、公安調査事務所においては所長とする。この場合において、局長名義とするのは、別表1における長官、次長、部長及び所長名義に係る事項とし、部長名義とするのは、同表における部長名義（一般のものに限る。）及び課長名義に係る事項とする。

附 則

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 （昭和63年3月18日公安調査庁訓第2号）

この訓令は、昭和63年3月28日から施行する。

附 則 （昭和63年12月27日公安調査庁訓第6号）

この訓令は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則 （平成3年7月31日公安調査庁訓第4号）

この訓令は、平成3年8月1日から施行する。

附 則 （平成6年8月31日公安調査庁訓第7号）（抄）

1 この訓令は、平成6年9月1日から施行する。

附 則 （平成9年3月28日公安調査庁訓第5号）（抄）

1 この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月9日公安調査庁訓第11号）（抄）

1 この訓令は、平成12年11月10日から施行する。

2・3 （略）

附 則（平成13年3月29日公安調査庁訓第14号）

この訓令は、平成13年3月29日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定のうち、公安調査庁文書決裁規程第2条第2項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに別表2を加える改正規定については、同年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月28日公安調査庁訓第6号）

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成18年4月14日公安調査庁訓第7号）

この訓令は、平成18年4月14日から施行する。

附 則（平成20年3月31日公安調査庁訓第4号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月7日公安調査庁訓第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月5日公安調査庁訓第16号）

この訓令は、平成29年9月5日から施行する。ただし、この訓令による改正後の別表1は、平成29年8月1日から適用する。

附 則（平成30年12月21日公安調査庁訓第17号）

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日公安調査庁訓第44号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第2条，第5条関係）
（共通事項）

番号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行者 名 義 者
1	法律案，政令案，質問主意書の答弁書案等閣議請議に関すること	長 官	長 官
2	省令及び大臣訓令の制定及び改廃の申請に関すること	長 官	長 官
3	訓令の制定及び改廃	長 官	長 官
4	通達，通知，照会，回答及び承認等 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	長 官 次 長 部 長 又は課長	長 官 次 長 部 長 又は課長
5	上申，建議，報告，請願及び陳情等に関する こと 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの 軽微なもの	長 官 次 長 部 課 長	長 官 次 長 部 課 長
6	施策の企画，立案及び実施 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	長 官 次 長 部 長 又は課長	長 官 次 長 部 長 又は課長
7	国会等に対する資料提出に関すること 重要なもの 一般のもの	長 官 部 長	長 官 部 長
8	質問主意書の答弁書案（1に該当するものを除く） 答弁書の作成を要するもの 答弁書の作成を要しないもの 重要なもの 一般のもの	長 官 長 官 部 長	長 官 長 官 部 長
9	各種資料の作成及び配布に関すること 重要なもの 一般のもの	長 官 又は次長 部 長 又は課長	長 官 又は次長 部 長 又は課長
10	法務省，検察庁，他省庁との連絡及び協議等		

	重要なもの	長 又は次長 部 長 又は課長	長 又は次長 部 長 又は課長
	一般のもの		
1 1	情報公開に関すること		
	開示・不開示の決定及び通知（情報公開法 9条）		
	重要なもの	長	官
	一般のもの	部	官
	延長の措置及び通知（同10条）	部	官
	期限の特例に関する措置及び通知（同11 条）	部	官
	事案の移送及び通知（同12条、12条の 2）	部	官
	第三者に対する意見書提出の機会の付与及 び反対意見書を提出した第三者に対する通 知（同13条）	部	官
	開示実施手数料の減額又は免除の措置（同 16条）	部	官
	審査請求の受理並びに情報公開・個人情報 保護審査会への諮問及び通知（同19条）	部	官
	審査請求に対する裁決（行政不服審査法 45条、46条、49条）		
	情報公開・個人情報保護審査会の答申と 異なる裁決をするもの	長	官
	上記以外のもの	部	官
1 2	個人情報に関すること		
	開示・不開示の決定及び通知（行政機関個 人情報保護法18条）		
	重要なもの	長	官
	一般のもの	部	官
	延長の措置及び通知（同19条）	部	官
	期限の特例に関する措置及び通知（同20 条）	部	官
	事案の移送及び通知（同21条、22条）	部	官
	第三者に対する意見書提出の機会の付与及 び反対意見書を提出した第三者に対する通 知（同23条）	部	官
	訂正・不訂正の決定及び通知（同30条）		
	重要なもの	長	官
	一般のもの	部	官
	延長の措置及び通知（同31条）	部	官
	期限の特例に関する措置及び通知（同32 条）	部	官
	事案の移送及び通知（同33条、34条）	部	官
	保有個人情報提供先に対する通知（同35 条）	部	官
	利用停止・不利用停止の決定及び通知（同		

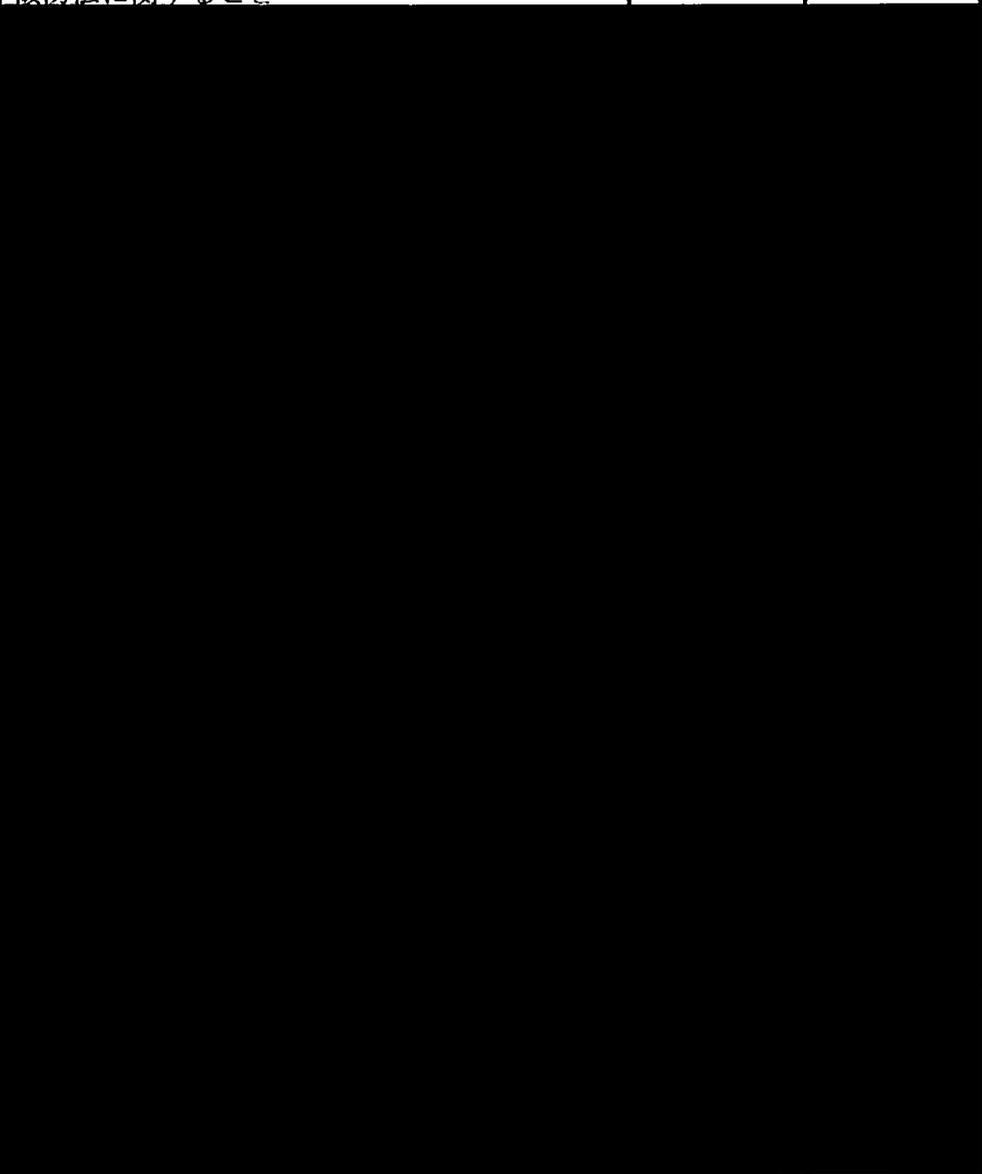
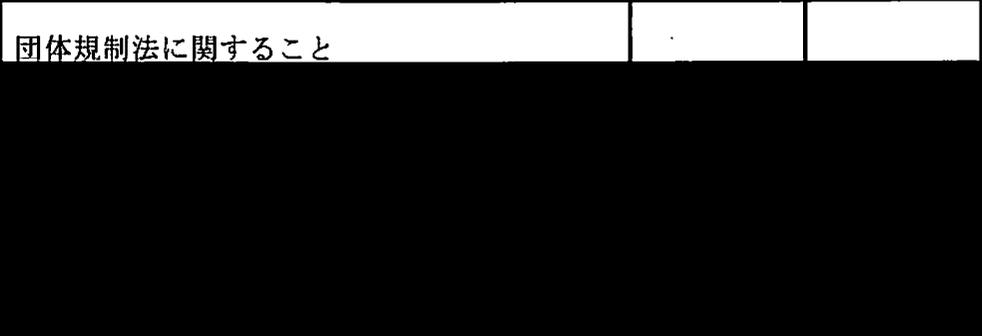
			名 義 者
1	(総務課関係) 会議の開催 公安調査局長・公安調査事務所長会議	大 臣	長 官
2	会議の議事 重要なもの 一般のもの	長 官 部 長 又は課長	長 官 部 長 又は課長
3	機密に関すること 重要なもの 一般のもの	長 官 次 長 又は部長	長 官 次 長 又は部長
4	公印の制定	長 官	長 官
5	公印の調製	部 長	部 長
6	各部局の所掌事務の連絡調整に関すること 重要なもの 一般のもの	部 長 課 長	部 長 課 長
7	公文書類の接受，発送及び保存に関すること	課 長	課 長
8	公文書の管理に関すること 国立公文書館への行政文書の移管（公文書 等の管理に関する法律8条1項，3項） 内閣総理大臣への行政文書の廃棄協議（同 8条2項） 内閣総理大臣への管理状況の報告（同9条 1項） 内閣総理大臣への行政文書管理規則の改正 協議（同10条3項） 公文書管理に係る通報の処理に関すること 重要なもの 一般のもの 上記以外のもの 重要なもの 一般のもの	次 長 (総括文書管理者) 公文書監理官 長 官 長 官 長 官 公文書監理官 次 長 部 長 (副総括文書管理者) 又は 公文書監理官	長 官 長 官 長 官 公文書監理官 次 長 部 長 (副総括文書管理者) 又は 公文書監理官
9	概算要求書等の作成，提出に関すること	長 官	部 長

1 0	支出負担行為計画の示達に関すること	部	長	部	長
1 1	支払計画の示達に関すること	部	長	部	長
1 2	歳出予算の繰越に関すること	部	長	部	長
1 3	歳出予算の移・流用の申請に関すること	部	長	部	長
1 4	歳出予算の一時立替流用についての承認に関すること	部	長	部	長
1 5	年額予算の配分に関する基本的事項	部	長	部	長
1 6	過年度支出について法務大臣へ申請を求めること	部	長	部	長
1 7	本庁計画による備品等の整備に関すること	部	長	部	長
1 8	予算の増額申請に対する査定に関すること	部	長	部	長
1 9	電話の架設及び運用に関すること	部	長	部	長
2 0	諸謝金等の単価の改定に関すること	部	長	部	長
2 1	外国出張計画案の作成及び外国出張旅費の執行に関すること	長	官	部	長
2 2	出納官吏の現金亡失に関すること	長	官	長	官
2 3	物品亡失損傷等に関すること 重要なもの 一般的なもの	長部	官長	長部	官長
2 4	予算執行職員の違法行為に関すること	長	官	長	官
2 5	会計に関係のある犯罪に関すること	長	官	長	官
2 6	国の求償権の有無の判定に関すること	長	官	長	官
2 7	会計事務の委任に関すること	部	長	長	官
2 8	概算払をすることについての財務大臣との協議を上申すること	部	長	部	長
2 9	日額旅費に関する財務大臣との協議を上申すること	部	長	部	長
3 0	物品（重要物品）の分類換、管理換及び不用決定の承認を法務大臣に求めること	部	長	長	官

3 1	物品（重要物品）の管理換命令を法務大臣に上申すること	部	長	長	官
3 2	物品（備品）の分類換，管理換及び不用決定に関すること	部	長	部	長
3 3	物品（消耗品）の分類換，管理換に関すること	課	長	部	長
3 4	会計経理の計算報告に関すること 年度報告のもの その他のもの	部 課	長 長	部 部	長 長
3 5	会計検査に関すること 重要なもの 一般的なもの	長 部	官 長	長 部	官 長
3 6	財務省会計事務研修に関すること	部	長	部	長
3 7	法務省所管国有財産事務取扱規程に定められた管理及び処分，計算書及び見込報告書の法務大臣への上申及び報告 重要なもの 一般のもの	長 部	官 長	長 長	官 官
3 8	公務員宿舍の設置要求書類の法務大臣への提出	部	長	長	官
3 9	公務員宿舍の貸与等に関すること 重要なもの 一般のもの	部 部	長 長	長 部	官 長
4 0	法務省で作成する営繕計画書に関すること 重要なもの 一般のもの	長 部	官 長	長 長	官 官
4 1	営繕工事等の予算要求に関すること	部	長	長	官
4 2	ファクシミリ通信に関すること 重要なもの 一般のもの	部 課	長 長	部 部	長 長
4 3	公益通報の対応に関すること 重要なもの 一般のもの	次 部	長 長	次 部	長 長
4 4	(人事課関係) 証票の発行に関すること	課	長	課	長
4 5	立入検査用身分証明書の発行に関すること	課	長	課	長

46	身分証明書の発行に関する事	課	長	部	長
47	旅行命令	長	官	長	官
48	海外出張に関する事	長	官	長	官
49	私事海外渡航の承認 本庁課長・参事官・部付以上及び研修所長 上記以外の本庁職員、研修所職員	長部	官長	長長	官官
50	災害補償に関する事	部	長	部	長
51	財形貯蓄に関する事	課	長	課	長
52	健康管理に関する事	部	長	部	長
53	司法試験監督員の派遣	部	長	次	長
54	レクリエーション行事の実施	長	官	部	長
55	組織及び定員に関する事 重要なもの 一般のもの	長部	官長	長部	官長
56	組織改正・定員増減要求書等の作成・提出に 関する事	長	官	部	長
57	他省庁主催の研修への派遣に関する事	部	長	部	長
58	職員の営利企業への就職等に関する事	部	長	長	官
59	職員の兼業に関する事	部	長	長	官
60	欠員の補充に関する事	課	長	部	長
61	定員関係統計報告の作成・提出に関する事	課	長	部	長
62	管理職員等の範囲に関する事	課	長	部	長
63	職員の懲戒処分及び訓告等の措置に関する事 と 長官の任命権に属する職員 委任を受けた任命権者の任命権に属する職 員	長長	官官	長部	官長
64	国家公務員倫理法令に関する事	長	官 (倫理監督官)	長	官 (倫理監督官)
65	職員の表彰及び賞じゅつに関する事	長	官	長	官

66	職員の任免及び分限に関すること 長官の任命権に属する職員 委任を受けた任命権者の任命権に属する職員	長部	官長	長部	官長
67	特定官職への任用について人事院の承認を求めること	長	官	長	官
68	職員の転任に伴う人事記録の移管	課	長	課	長
69	職員の人事記録事項の証明	課	長	課	長
70	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく任免状況に関すること	部	長	長	官
71	職員の給与に関すること 長官の任命権に属する職員 委任を受けた任命権者の任命権に属する職員	長部	官長	長部	官長
72	級別定数の改訂要求及び給与改善要求等に関すること	長	官	長	官
73	級別定数及び俸給の特別調整額等の設定及び配付等に関すること 重要なもの 一般のもの	長部	官長	長部	官長
74	職員の諸手当に関すること 重要なもの 一般のもの	長部	官長	長部	官長
75	人事関係の統計・調査に関すること	部	長	部	長
76	叙位及び叙勲に関すること	長	官	長	官
77	調停委員候補者の推薦に関すること	次	長	次	長
78	勤務を要しない日の指定及び振替え	部	長	長	官
79	職員の勤務時間の特例（A班・B班・C班）に関する指定	部	長	長	官
80	共済組合に関すること 重要なもの 一般のもの	長 (支部長) 課 (出納役)	官 長	支 部 長 支 部 長	長 長

8 1	適性評価に関すること（特定秘密の保護に関する法律12条-14条, 16条, 17条） 評価の認定その他の重要なもの 一般のもの （審理室関係）	長 官 部 長 (適性評価実施責任者)	長 官 部 長 (適性評価実施責任者)
8 2	破防法に関すること 		
8 3	団体規制法に関すること 		

84			
85	個人情報ファイルの保有、変更及び終了等に関する総務大臣への事前通知（行政機関個人情報保護法10条1項, 3項）	部長	長官
86	個人情報ファイル簿の作成、修正及び削除に関する事（同11条1項, 行政機関個人情報保護法施行令7条1項, 3項, 4項）	部長	長官
87	特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報に関する事（運用基準第Vの4）	長官	長官

（調査第一部，調査第二部）

番号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
	破防法に関する事		
	団体規制法に関する事		

4	破防法及び団体規制法に基づく調査に関する こと（破防法27条，団体規制法7条1項， 29条）		

(研 修 所)

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	研修所が行う研修の計画及び実施に関する こと 重要なもの 一般のもの	長 官 所 長	所 長 所 長
2	公安調査局又は公安調査事務所が行う研修の 予算の配分	所 長	所 長
3	他省庁等主催の研修への派遣に関する こと 重要なもの 一般のもの	長 官 所 長	長 官 長 官

(注)

に掲げる事項中の括弧書きの法令等は次の略語である。

情報公開法……行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

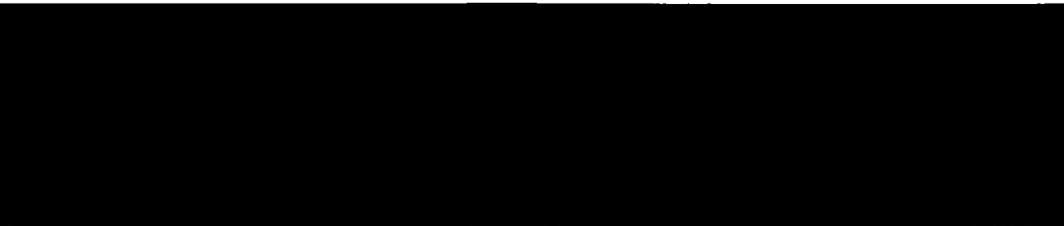
行政機関個人情報保護法……行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）

行政機関個人情報保護法施行令……行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）

運用基準……特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）

特定秘密保護法訓令……公安調査庁特定秘密保護規程（平成26年公安調査庁訓令第11号）

破 防 法……破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）



団体規制法……無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）



別表2（第2条，第5条関係）
（公安調査局・公安調査事務所）

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	情報公開に関すること		

	開示・不開示の決定及び通知（情報公開法9条）				
	重要なもの	局	長	局	長
	一般のもの	部	長	局	長
	延長の措置及び通知（同10条）	部	長	局	長
	期限の特例に関する措置及び通知（同11条）	部	長	局	長
	事案の移送及び通知（同12条、12条の2）	部	長	局	長
	第三者に対する意見書提出の機会の付与及び反対意見書を提出した第三者に対する通知（同13条）	部	長	局	長
	開示実施手数料の減額又は免除の措置（同16条）	部	長	局	長
	審査請求の受理及び本庁への送付（行政不服審査法21条に規定する処分庁等経路による審査請求があった場合）	部	長	局	長
2	個人情報に関すること				
	開示・不開示の決定及び通知（行政機関個人情報保護法18条）				
	重要なもの	局	長	局	長
	一般のもの	部	長	局	長
	延長の措置及び通知（同19条）	部	長	局	長
	期限の特例に関する措置及び通知（同20条）	部	長	局	長
	事案の移送及び通知（同21条、22条）	部	長	局	長
	第三者に対する意見書提出の機会の付与及び反対意見書を提出した第三者に対する通知（同23条）	部	長	局	長
	訂正・不訂正の決定及び通知（同30条）				
	重要なもの	局	長	局	長
	一般のもの	部	長	局	長
	延長の措置及び通知（同31条）	部	長	局	長
	期限の特例に関する措置及び通知（同32条）	部	長	局	長
	事案の移送及び通知（同33条、34条）	部	長	局	長
	保有個人情報提供先に対する通知（同35条）	部	長	局	長
	利用停止・不利用停止の決定及び通知（同39条）				
	重要なもの	局	長	局	長
	一般のもの	部	長	局	長
	延長の措置及び通知（同40条）	部	長	局	長
	期限の特例に関する措置及び通知（同41条）	部	長	局	長
	審査請求の受理及び本庁への送付（行政	部	長	局	長

不服審査法 21 条に規定する処分庁等 理由による審査請求があった場合		
--	--	--

(注) 番号 1 及び 2 に掲げる事項中の括弧書きの法令等は次の略語である。

情報公開法……行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）

行政機関個人情報保護法……行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）